

2021年12月7日

## 気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

### I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

#### 1. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

##### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

##### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部機関（R&I、JCR、DNV GL等）の評価を受けているグリーンボンドに投資

#### 2. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

##### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部機関（R&I、JCR、DNV GL等）の評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資

3. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部機関（R&I、JCR、DNV GL等）の評価を受けているトランジション・ボンドに投資

以 上